

春日井市総合評価落札方式一般競争入札における低入札価格調査 制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。）に係る一般競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する場合の手続について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 対象となる工事は、総合評価落札方式一般競争入札を行う工事とする。

(低入札価格調査基準価格)

第3条 低入札価格調査基準価格は、次項に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。

- 2 前項の低入札価格調査基準価格の算定に当たり必要な額は、予定価格算出の基礎となった別表1の①から⑤までに掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その額が、予定価格に110分の100を乗じて得た額（以下「税抜予定価格」という。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては税抜予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、税抜予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては税抜予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。
- 3 特別なものについては、前2項の規定にかかわらず、10分の9.2から10分の7.5までの範囲内で適宜の割合を予定価格に乘じて得た額を低入札価格調査基準価格とする。
- 4 第2項に定める額の算定に当たっては、予定価格算出の基礎となった積算上の各項目を、愛知県建設局積算基準又は愛知県企業庁積算基準及び歩掛表等に定める工種別工事費内訳分類表に基づき、機器単体費、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等にそれぞれ分類し、算定するものとする。

(低入札価格調査における失格判断基準)

第4条 低入札価格調査基準価格を下回った入札のうち、次に掲げるいずれかに該当する入札は、失格とする。ただし、別表2に掲げる工事等の種類については、別表2の工事等の種類ごとの失格判断基準欄のいずれかに該当する入札を失格とする。

- (1) 入札価格（入札書に記載された価格。以下同じ。）の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額未満である場合
- (2) 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算出の基礎とな

った共通仮設費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額未満である場合

(3) 入札価格の積算内訳である現場管理費の額が、予定価格算出の基礎となった現場管理費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額未満である場合

(4) 入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算出の基礎となった一般管理費等の額に 10 分の 3 を乗じて得た額未満である場合

(対象工事の周知)

第 5 条 政令第 167 条の 10 の 2 第 1 項及び第 2 項を適用するときは、政令第 167 条の 6 に規定する公告において、その旨を明らかにすることとする。

(入札の執行)

第 6 条 入札価格を公告で示した基準により計算した結果、最低価格入札者(以下「入札者」という。)となる者により低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、落札の決定を保留することとし、落札者を後日決定する旨を告げて終了するものとする。

(調査の実施)

第 7 条 当該工事に係る主管課担当者及び契約管理課担当者は、前条の入札者に対し、次に掲げる事項について日時を指定し事情聴取及び調査を行い、契約管理課で契約の内容に適合した履行に関する意見を付した調査結果をとりまとめるものとする。

(1) その価格により入札した理由

(2) 対象工事付近における手持工事の状況

(3) 対象工事に関連する手持工事の状況

(4) 対象工事場所と入札者の事業所、倉庫等の地理的条件

(5) 手持資材の状況

(6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係

(7) 手持機械数の状況

(8) 労務者の具体的供給見通し

(9) 過去に施行した公共工事件名及び当該工事の発注者

(10) 公共工事の成績状況

(11) 経営状況

(12) その他必要な事項

(調査の報告及び審査)

第 8 条 契約管理課長は、前条の規定により調査した結果を春日井市入札業者審査委員会に報告するものとする。

(落札者の決定)

第 9 条 春日井市入札業者審査委員会は、前条の報告があったときは速やかに調査した結果を審査し、落札者を決定するものとする。

2 市長は、前項の審査により契約に適合した履行がなされると認められたときは、直ちに入札者に落札した旨を通知するものとする。

3 第 7 条の規定による調査結果及び第 1 項の審査により、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、入札者を落札者とせず、

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした他の者のうち入札価格を公告で示した基準により計算した結果が入札者の次順位となる者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。なお、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合は、同様の手続によるものとする。

- 4 市長は、前項により落札者を決定したときは、入札者に対して落札者ではない旨の通知をし、次順位者に落札者となった旨を通知するものとする。

（公表の範囲）

第 10 条 市長は、第 167 条の 10 の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により落札者を決定したときは、その案件に係る調査の結果を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

工事等の種類	①	②	③	④	⑤
一般土木工事等 (ただし下記に該当する工事等を除く)	直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額	共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額	
機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事等(ただし、公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等を除く。)	機器単体費の額に 10 分の 9.2 を乗じて得た額	直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額	共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等(ただし、下記に該当する工事等を除く。)	直接工事費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額	共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	直接工事費の額に 10 分の 1 を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額	
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事等	直接工事費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額	共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	直接工事費の額に 10 分の 2 を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額	

別表 2

工事等の種類	失格判断基準
機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事等（ただし、公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等を除く。）	○入札価格の積算内訳である機器単体費の額と直接工事費の額の合計額が、予定価格算出の基礎となった機器単体費の額に 10 分の 8.1 を乗じて得た額と直接工事費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額の合計額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である現場管理費の額が、予定価格算出の基礎となった現場管理費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算出の基礎となった一般管理費等の額に 10 分の 3 を乗じて得た額未満である場合
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等（ただし、下記に該当する工事等を除く。）	○入札価格の積算内訳である直接工事費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額が、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額に 10 分の 9 を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である直接工事費の額に 10 分の 1 を乗じて得た額と現場管理費の合計額が、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に 10 分の 1 を乗じて得た額と現場管理費の合計額に 10 分の 8 を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算出の基礎となった一般管理費等の額に 10 分の 3 を乗じて得た額未満である場合
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事等	○入札価格の積算内訳である直接工事費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額が、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額に 10 分の 9 を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である直接工事費の額に 10 分の 2 を乗じて得た額と現場管理費の合計額が、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に 10 分の 2 を乗じて得た額と現場管理費の合計額に 10 分の 8 を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算出の基礎となった一般管理費等の額に 10 分の 3 を乗じて得た額未満である場合